令和５年５月18日

保護者の皆さまへ

公立保育幼稚園課長

新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ罹患時の意見書の提出について

平素は、本市の子育て施策にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

昨年11月８日に、国から医療機関のひっ迫などを回避するため、新型コロナウイルス感染症・インフルエンザに罹患し、その後保育所等に復帰する際に、医師による「学校感染症等に係る登校・登園に関する意見書」(以下「意見書」といいます。)の提出は求めないとする通知があり、保護者の皆さまにも対応をお願いしてきましたが、５月８日からは、新型コロナウイルス感染症は感染症法上の位置づけが５類に変更され、子ども家庭庁、及び枚方市医師会から従来どおり意見書を求めてもよいとの見解が示されたところです。

つきましては、今後、園児が新型コロナウイルス感染症、及びインフルエンザに罹患し、保育所等に復帰される際には、医師の意見書のご提出をお願いさせていただきます。

保護者の皆様のご理解ご協力をお願い致します。

※ 意見書の様式につきましては、公立保育所では、基本的に、大阪府医師会作成の意見書様式を使用していますが、現時点では「新型コロナウイルス感染症」の項目がありませんので、新しい意見書の様式が示されるまでの間は、現在の意見書の第２種感染症の空欄に、医師に追加記入していただいた上で、各園・施設に提出していただきますよう重ねてお願いします。

枚方市役所　子ども未来部　子育て支援室

公立保育幼稚園課

TEL：072-841-1473（直通）

FAX：072-841-4319

E-mail：k-hoyou@city.hirakata.osaka.jp

〒573-8666　枚方市大垣内町2-1-20